

## 「近現代日本史」講義における靖国神社問題

木村 卓滋

### はじめに

靖国神社は1869年に東京招魂社として創建され、その後1879年に靖国神社と改称され今日に至る<sup>1</sup>。そこには1853年のペリー来航以降、アジア・太平洋戦争に至るまでの日本内外の戦乱、対外戦争における戦没者が祭神として祀られており、その数はおよそ246万6千柱である。そして殆どの祭神が1931年の満州事変以降の15年戦争期の戦没者である。また祭神として合祀されるのは、「祖国を守るという公務」で死亡した者であり、主に旧日本軍の軍人・軍属である。

靖国神社は、祭神を「英霊」と呼び、英霊の「慰霊顕彰」を唯一の目的としている。この英霊の「慰霊顕彰」が意味するところは、死者の霊魂を慰め（慰霊）、その功績を世に知らしめる（顕彰）ことである<sup>2</sup>。靖国神社境内に設置された博物館である遊就館におけるアジア・太平洋戦争に関する展示はこの「慰霊顕彰」の意味するところをよく示している。遊就館における展示は、アジア・太平洋戦争は白人によるアジアの植民地支配からの解放を目指した正義の戦争であり侵略戦争ではないとする「大東亜戦争肯定論」ともいえるべき戦争観に基づいており、この正義の戦争における戦没者はその自己犠牲の精神の尊さや勇敢さが称賛される展示となっている。こうしたかつての戦争における戦没者の霊を慰めるよりも、戦没者の功績を世に知らしめるという「顕彰」に力点を置く靖国神社の姿は戦前のそれと大きな違いを見せていない。

戦後の靖国神社問題は、この靖国神社のあり方をめぐる政治的対立という性格を強く持っている。それは具体的には靖国神社国家護持や靖国神社公式参拝をめぐる対抗などである。戦後靖国神社問題の本質が、日本近代史上における戦争やそこでの戦死をどう考えるか、かつての戦争をどのようにとらえるのかというものであり、このことは戦後日本のみならず近代日本を見渡した考察が必要となるため、日本近現代史に関する講義においては不可欠なテーマであると考えられる。

本稿では、駿河台大学教職課程の講義である「近現代日本史」における靖国神社の講義内容を先行研究によりながら紹介し、講義において重視すべき点、そして実際の講義を通じて得られた課題について整理していきたい。なお「近現代日本史」の講義は、半期15回の講義であり、その15回の講義の中で明治維新から現代までを扱わなくてはならない。そのため靖国神社問題に関しても扱える回数は限られるため、講義内容も限定されたものとなる。なお講義受講者は例年20名前後であり、教職課程講義であることから、比較的日本史に関心が高い学生が受講していると考えられる。

### 1 戦後日本における靖国神社問題

戦後靖国神社問題は、占領下の神道指令に基づく靖国神社の改革や、日本国憲法に政教

<sup>1</sup> 以下靖国神社の説明については、靖国神社 HP (<http://www.yasukuni.or.jp/history/detail.html>) 参照。

<sup>2</sup> 赤澤史朗『靖国神社』（岩波書店、2005年）9頁。

分離原則が盛り込まれたことに対して、靖国神社や戦没者遺族による靖国神社国家護持運動とそれへの対抗の過程で形成された。まずここでは戦後靖国神社問題の概要を簡単にまとめておきたい。

## 1) 占領期の靖国神社

1945年12月にGHQにより、いわゆる神道指令が発せられた。この指令は、靖国神社をはじめとする戦前の国家神道システムが軍国主義の精神的支柱であるとの判断に立ち、国家神道の廃止、信教の自由の確立、軍国主義の排除、神社行政を所管していた内務省神祇院の廃止などが指示され、政教分離を徹底する狙いが込められていた。靖国神社はその存続をめぐる紆余曲折を経ながらも1946年9月には単立の民間の宗教法人として戦後出発することとなった。

靖国神社が民間の宗教法人として戦後再出発したことの意味は、靖国神社の国家的慰霊追悼施設としての役割、すなわち靖国神社の公共的性格が消失したことにある<sup>3</sup>。戦前、近代天皇制国家が遂行してきた戦争における戦没者を、国家が管理する靖国神社の英霊として顕彰することは、国のため、天皇のための戦死が名誉であるという意識を国民に浸透させる役割を靖国神社は果たした。しかし神道指令により、この靖国神社の公共的性格が否定されることとなった。さらに1947年5月に施行された日本国憲法に、信教の自由（憲法20条）と国の宗教的活動の禁止（憲法89条）といった政教分離原則が盛り込まれることにより、靖国神社は国家との繋がりを断ち切られることとなった。靖国神社問題が、靖国神社に公共的性格を回復させようとする靖国神社や日本遺族会などによる運動と、それへの対抗という形で展開したことを考えると、占領期における神道指令とその後の一連の改革は戦後靖国神社問題の原点である。

神道指令に関し留意しておくべきことは、神道指令は国家と神道の結びつきを否定していることであり、必ずしも国家による戦没者追悼事業そのものを否定しているわけではないことである<sup>4</sup>。神道指令の論理は、「靖国神社がみずからの存在意義を神道的宗教性に求め続けるかぎりにおいて、その公共性は剥奪される<sup>5</sup>」というものであり、仮に靖国神社から神道的性格を取り除き、宗教職を排除すれば、靖国神社は公共性を保持したままでの存続が可能であったことを示唆している<sup>6</sup>。

しかし結果として靖国神社は宗教色を抜き去ることなく、国家との関係を断ち切り、民間の宗教法人として存続することとなったが、このことの意味について三土修平は、「靖国神社が民間のものとなることによって、もし公的な存在のままならばそれを理由につぶされても文句はいえないほどの軍国主義的教義さえ、安全にそこに温存できる道が開かれてしまった<sup>7</sup>」ことにあるとしている。

## 2) 国家護持運動の発生

<sup>3</sup> 村上重良『慰霊と招魂』（岩波新書、1974年）204頁。

<sup>4</sup> 三土修平『靖国問題の原点』（日本評論社、2005年）170頁。

<sup>5</sup> 同前、171頁。

<sup>6</sup> 同前、同頁。

<sup>7</sup> 三土修平『頭を冷やすための靖国論』（ちくま新書、2007年）166頁。

1950年代は靖国神社国家護持運動が開始されていく時期であったが、その運動の中心は日本遺族会で会った<sup>8</sup>。日本遺族会は1947年に戦没者遺族の団体として戦没者遺族に対する国家補償を実現するために日本遺族厚生連盟として結成される。その後1952年、日本の独立回復を経て、1953年には財団法人日本遺族会へと組織を整備していく。日本遺族会の背後には戦没者800万が控えていると言われ、その組織の集票力を背景にした日本遺族会の政治的影響力は、軍人恩給の復活とその後の増額、靖国神社国家護持運動において無視し得ない政治的影響力を持った。

日本遺族会は1952年1月の第3回全国戦没者遺族大会において「国および市町村が主催して戦没者の慰霊行事を行い、その費用は国が負担すること」を要求項目として決議し、翌年11月の第4回全国戦没者遺族大会において「靖国神社並に護国神社の行う慰霊行事はその本質にかんがみ国費又は地方費をもって支弁するよう措置すること」と靖国神社国家護持要求を打ち出す。こうした要求が打ち出された背景には、1952年に戦傷病者戦没者遺族等援護法が施行され、翌年の8月には軍人恩給が復活するなど、結成当初の遺族会が掲げていた目標である国家補償が一定程度実現したことにより、靖国神社国家護持の実現を会の最重点目標に変化させたという事情があった<sup>9</sup>。そして日本遺族会は、戦傷病者戦没者遺族等援護法や軍人恩給復活の過程で協力関係を築いた政治家を通じて国会へ働きかけていくことになる。

1950年代の国会における靖国神社国家護持に関する問題は、独立回復直後の1952年7月の衆議院遺家族援護特別委員会で始まり<sup>10</sup>、その後しばしば取り上げられるようになる。その中心的な論点は、靖国神社における戦没者合祀にかかる経費を国が支出できるかどうかというものであり、国側の回答は政教分離規定により経費は支出できないとするのが基本的な議論の展開であった。

50年代国会における議論で重視すべきなのは、1956年2月14日の衆議院遺家族援護特別委員会における議論である。この委員会においては金森徳次郎国立国会図書館長と大石良雄京大教授（憲法学）を参考人として招き、靖国神社の国家護持と憲法との関係に関する意見聴取を行っているが、金森が靖国神社は宗教施設であり、憲法の政教分離規定を考えると国費支出は不可能と答弁したのに対し、大石は、靖国神社はあくまで法律により宗教と規定されているだけであり、その本質は宗教を超越した精神的基盤であるとし、特別立法により靖国神社に国費を支弁することは可能であるとした<sup>11</sup>。靖国神社をめぐる議論は、靖国神社の持つ宗教的性格が憲法の政教分離原則と適合するの否かを主な対立軸として展開していくが、その原型がこの委員会における参考人質疑に現れてきている<sup>12</sup>。

50年代国会の議論におけるもう一つの特徴は、靖国神社に対する国費支弁が違憲であるという点に敏感であっても、その他の点、例えば国のために死ぬことを顕彰する靖国神社の合祀に国が協力することの意味や、「国のための死」とは何かなど、靖国神社の根本に関

<sup>8</sup> 以下日本遺族会の活動については、田中伸尚『靖国の戦後史』（岩波新書、2002年）参照。

<sup>9</sup> 前掲『靖国の戦後史』（岩波新書、2002年）40頁。

<sup>10</sup> 同前、43頁。

<sup>11</sup> 「第24国会衆議院海外同胞引揚および遺家族援護に関する調査特別委員会会議録第4号」1956年2月14日。

<sup>12</sup> 田中、前掲『靖国の戦後史』61頁。

わる部分に関する点に関し、社会党に代表される革新の側からの反論が殆どなされなかったことである<sup>13</sup>。これは革新の側に靖国神社の持つ問題点がまだ十分に自覚されなかったためと考えられる<sup>14</sup>。例えば1950年代における軍人恩給をめぐる議論では、保守政党と日本遺族会による恩給増額要求と、それに対抗する革新という対抗関係が未だ形成されておらず、後に靖国神社国家護持や軍人恩給に反対する社会党の中にも遺族会に協力する議員がいたことからこのことがうかがえる<sup>15</sup>。

### 3) 靖国神社国家護持法案をめぐる攻防

1960年前後になると靖国神社国家護持に向けた運動が本格化する<sup>16</sup>。日本遺族会理事会・評議員合同調査会議は、靖国神社の国家護持を求める全国署名運動の実施を決定し、翌年の1月から3月の間に295万名の請願署名を集める。さらに日本遺族会は各地方議会に対して靖国神社国家護持決議を求め、6県議会、445市町村で賛成決議を得ることに成功している。

その後、1962年8月に日本遺族会は「靖国神社国家護持要綱」を衆参両院議長に提出、靖国神社自身も1963年の4月に「靖国神社国家護持要綱」を発表するなど、靖国神社国家護持実現に向けた具体的な提案を開始した。これらの要綱は、靖国神社の持つ宗教性や伝統を損なわない形での国家護持の実現を要求するものであった。こうした日本遺族会や靖国神社からの要望を受けて自民党側も1963年6月に「靖国神社国家護持問題等小委員会」を設置するなどして日本遺族会や靖国神社の要望への対応を検討していく。その後1967年頃から衆院法制局、自民党、日本遺族会、そして靖国神社の間で靖国神社法案が作成されていくことになる。

靖国神社法案は、1969年6月に「靖国神社法案」として国会に提出されて以降、1974年6月に廃案となるまでに5回も提出されているが、結果として成立することはなかった。その法案の第1条では「靖国神社は、戦没者及び国に殉じた人人の英霊に対する国民の崇敬の念を表すため、その遺徳をしのび、これを慰め、その事績をたたえる儀式行事を行ない、もってその偉業を永遠に伝えることを目的とする」とされているが、戦没者の霊を英霊として慰めたたえる儀式を行うことが明記されており、英霊の顕彰という創建以来の靖国神社が持つイデオロギーや宗教性に変更はなされていない。他方で2条では靖国神社は宗教団体ではないとし、さらに第5条では「靖国神社は特定の教義をもち、信者の教化育成をする等宗教的活動をしてはならない」として、靖国神社の持つ宗教性を否定しようとしている。これは靖国神社の持つ宗教性や伝統を変えない形での国家護持を実現する靖国神社や日本遺族会などの主張と、日本国憲法との整合性を重んじ靖国神社から宗教色を排除したい衆院法制局との妥協の産物といえるものであった<sup>17</sup>。

<sup>13</sup> 同前、47頁。

<sup>14</sup> 同前、同頁。

<sup>15</sup> 日本遺族会の定期刊行物である『日本遺族通信』の50年代の記事を見ると、戦没者遺族大会に社会党議員が招待されるなどの記事が散見される。このことは少なくとも恩給面において社会党は遺族会に協力的だったことがわかる。

<sup>16</sup> 靖国神社法案については、前掲『靖国の戦後史』参照。

<sup>17</sup> 同前、103頁。

靖国神社法案が廃案となった原因の第1は、キリスト者や仏教者など宗教者を中心とした1960年代後半における反対運動の盛り上がりを見せたことである。第2は、1971年5月に地鎮祭に対する三重県津市の公金支出は違憲だとする判決が名古屋高裁で下されたことの影響である。この判決は、神社は宗教であるとする神社宗教論に基づき、宗教である神社が行う地鎮祭に公金が支出されるのは政教分離原則に反するとするものであった。この神社宗教論に立つと、靖国神社に対する国費支出は、憲法の政教分離原則に抵触することとなる点で、この判決は靖国神社法案に強い影響を与えたのである。第3は、全野党が法案に反対したことである。第4は、1974年5月に衆院法制局が出した「靖国神社問題の合憲性」とする見解である。この見解は、仮に靖国神社法案が成立した場合、靖国神社の祭祀の殆どが改変されなくてはならないとし、事実上靖国神社法案に対する反対を表明したものであった。1950年代において、靖国神社の国家護持に対する反対が活発ではなかったことを考えると、60年代後半の靖国神社法案に対する広範な反対意見は、それだけ日本国憲法の政教分離原則に対する意識が深まったことと、靖国神社が国家により管理されることへの危機意識が高まったことを意味している。

#### 4) 靖国神社法案廃案後の状況

1974年に靖国神社法案が廃案となった結果、1975年以降に、それまで靖国神社国家護持を推進してきた勢力が目標として掲げたのが靖国神社への公式参拝であった<sup>18</sup>。1975年2月に自民党の藤尾正行議員は、私案として「表敬法案」を発表する。これは天皇や国家機関員による靖国神社への公式参拝、外国使節の公式表敬、自衛隊儀仗兵の参列参拝、殉職した警察官や消防士を合わせて合祀することにより、靖国神社への国民の支持を得ることを主な内容としている。靖国神社国家護持が事実上実現不可能な状況にあって、参拝に公的性格を持たせることにより、靖国神社国家護持を実質的な形で実現しようとしたものである。日本遺族会は、最終的な目標が靖国神社国家護持の実現にあること、靖国神社の祭祀の本質を変えないことを条件にこの案を了承した。この「表敬法案」自体は国会提出には至らなかったものの、靖国神社公式参拝は靖国神社や日本遺族会の新たな運動目標となった。そして靖国神社への公式参拝は、今日に至るまで靖国神社問題の中心となっているのである<sup>19</sup>。

1976年には靖国神社の筑波藤麿宮司らが発起人となり、日本遺族会を中心にして「英霊にこたえる会」が発足した。これは靖国神社公式参拝実現を目的とし、そのための国民運動を展開しようとする組織である。こうした動きに呼応して1978年4月には「英霊にこたえる議員協議会」、1981年3月には「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」が結成され、靖国神社の春秋の例大祭や8月15日の終戦記念日に国会議員の集団参拝が行われるようになる。

首相による公式参拝は、1985年に中曽根康弘首相によって実現することとなる。1982年に「戦後政治の総決算」掲げて首相に就任した中曽根は、1985年8月15日に靖国神社への「公式参拝」を実行する。中曽根は拝殿で「内閣総理大臣 中曽根康弘」と記帳し、

<sup>18</sup> 以下靖国神社公式参拝と中曽根康宏首相による公式参拝実現までの過程については、前掲、『靖国の戦後史』参照。

<sup>19</sup> 赤澤、前掲書、184頁。

本殿では「内閣総理大臣 中曽根康弘」と名の入った生花を供え、献花料3万円を公費として支出した。しかし参拝にあたっては政教分離原則に配慮して神道形式の参拝方式をとらなかった。このことは中曽根による参拝が「公式ではあっても正式ではない」参拝として靖国神社側から評価されることとなる<sup>20</sup>。

中曽根による靖国神社への公式参拝は、靖国神社問題に新たな対立を引き起こした。それはかつての戦争において日本の侵略の被害国となった中国をはじめとする周辺諸国からの反発である。中曽根参拝の前日の8月14日には、中曽根が公式参拝を行うことが藤波官房長官によって発表されていたが、これに対して中国は「東条英機ら戦犯が合祀されている靖国神社への首相の公式参拝は、中日両国人民を含むアジア人民の感情を傷つけよう」という声明を発表した。中国以外にも、韓国、香港、シンガポール、ベトナム、ソ連などから批判が出された。中曽根による公式参拝は、それまでの靖国神社問題に新たな問題が生じたことを意味している。さらにこうした諸外国からの反発を受けて、中曽根はこれ以降首相在任中に靖国神社を参拝することはなかった。

## 5) A 級戦犯合祀問題

1978年に東条英機ら14名のA級戦犯が靖国神社に秘密裏に合祀された。この合祀の背景には当時の靖国神社宮司松平永芳のイニシアティブが強く働いたことが指摘されている<sup>21</sup>。さらにこの問題が重要なのは、1985年の中曽根首相による公式参拝以降、A級戦犯の合祀が周辺諸国との靖国神社をめぐる対立において大きなウェイトを占めるようになったことである。この問題を解決するために、1985年から翌年にかけて、靖国神社の祭神から一度合祀したA級戦犯を外すA級戦犯分祀論が自民党側から提案されたり、あるいは外交的対立を引き起こす靖国神社とは別の追悼施設をつくる計画が持ち上がったりもするなど<sup>22</sup>、靖国神社問題をこれまで以上に複雑化させる要因となっているのである。

## 2 講義において重視すべきポイント

戦後日本における靖国神社問題に関し、講義においては上述のような靖国神社をめぐる対抗を中心的な課題としているが、この課題を講義で行うにあたり、以下の点を重視している。

### 1) 靖国神社をめぐる議論のあり方について

近年の靖国神社に関する訴訟や靖国神社問題における論争を分析した三土修平は、靖国神社に関する論争の近年の特徴として、憲法の政教分離規定をどのように解釈すべきかが論争の中心となっていることを指摘し、この結果として「過去の戦争の評価とか、戦争の評価がどうであったとしてもなおざりにはできない遺族への配慮とか、近隣諸国とのよき関係の構築を視野に収めたうえでの今後の国家のあり方とかいった、多様な論点をめぐっての対立が、すべて政教分離規定をめぐる対立軸の付随物程度に括られてしまい、無理や

<sup>20</sup> 島田裕巳『靖国神社』(幻冬舎、2014年)170頁。

<sup>21</sup> 三土修平『靖国問題の深層』(幻冬舎ルネッサンス新書、2013年)116頁。

<sup>22</sup> 赤澤、前掲書、211頁。

りワンセット化されてしまう傾向<sup>23</sup>」にあるとしている。そのため靖国神社問題を扱うにあたっては、三土の指摘にあるように、戦没者の追悼のあり方や遺族の問題など、靖国神社問題の本質を常に意識した講義を展開しなくてはならない。

さらには靖国神社をめぐる対抗も、靖国神社国家護持への賛成と反対と二項対立としてだけとらえることの危険性も指摘されている<sup>24</sup>。例えば靖国神社の国家護持実現を求める勢力の中には、靖国神社から宗教性を取り除いた上で靖国神社に公共性を持たせようとする保守政党の政治家と、神社は宗教ではないとして靖国神社の宗教性や伝統を変更せずに国家護持実現を求める靖国神社や日本遺族会がいる。他方、靖国神社に反対する人々の間にも、戦没者の追悼をめぐり、追悼施設そのものを不要と考える人から無宗教の追悼施設が必要と考える人まで幅広い意見が存在する。このことは、戦後靖国神社問題が単純に保守と革新の対抗という図式でとらえると、時代ごとに靖国神社問題が変化してきたことを見えづらくするのである。

## 2) 戦没者遺族をどうとらえるかという問題について

靖国神社国家護持運動の中心的担い手であった日本遺族会は、靖国神社国家護持運動や軍人恩給の改定過程における圧力活動を通じ、靖国神社の掲げる復古的な思想に共鳴する示威的で右派的イメージが定着したものと考えられる。しかし一方で、およそ800万とも言われた戦没者遺族は、圧力団体としての日本遺族会と同じイメージでとらえていいのかという問題がある。

敗戦の翌年の1946年2月にはGHQ指令に基づき、戦没者遺族に対する軍人恩給の支給が停止することとなる。この結果、一家の経済的支柱である夫や子を失った戦没者遺族の多くが経済的に困窮した状況になった。さらに敗戦直後の反軍感情の強い日本社会にあっては、戦没者遺族は極めて肩身の狭い思いをしたものと考えられる。こうした境遇にあった戦没者遺族にとって、軍人恩給の復活を目指す日本遺族会や、戦没者の合祀を行う靖国神社は、大きな支えとなり、戦没者遺族に対して一定程度の求心力を持ったと考えられるのである。すなわち、必ずしも日本遺族会や靖国神社の主張に賛同しなくても、署名や請願活動に協力する戦没者遺族が数多く存在する原因になったと考えられる。

日本遺族会には、上述したような遺族や、遺族会の靖国神社に関する主張を強く支持する戦没者遺族など、様々な意見を持つ戦没者遺族が集結し、決して靖国神社国家護持に関して一枚岩というわけではなかったことが考えられる。この問題が史料レベルで実証されているわけではないが、靖国神社国家護持運動が署名活動において強い動員力を発揮したことを考える場合に、重要な視角であるといえる。

## 3 講義「近現代日本史」における靖国神社問題

ここでは「近現代日本史」の講義における学生との質疑応答等を通じて得た靖国神社問題に関する成果と課題について整理しておきたい。

### 1) 近現代史学習の窓口としての靖国神社問題

靖国神社問題は、近代天皇制国家における戦争への精神的動員装置として機能した靖国

<sup>23</sup> 三土、前掲『靖国問題の原点』25頁。

<sup>24</sup> 同前、112頁。

神社が、さほどその性格を変えずに戦後も存続し、そのことが民主主義国家へ転換した戦後日本において強い違和感を持って受け止められ、戦没者の追悼のあり方や日本国憲法などの様々な領域において対立を引き起こした過程を学ぶことでもある。近代史上に起源を持ち、現在も存続する問題を取りあげて歴史を学ぶことは、歴史が必ずしも過去のことのみを学ぶ学問ではなく、現代的課題を学ぶ学問であることを学ぶ一つのきっかけになったと考えられる。

また靖国神社問題に関し、靖国神社問題に関する講義開始以前には「A 級戦犯合祀問題」や「首相の靖国参拝」といった言葉を、テレビ等を通じて聞いたことはあっても、それが意味するところがわからなかった学生の多くが、講義終了時には戦没者の追悼に関して何らかの意見を抱くようになったという点でも靖国神社問題というテーマを設定し戦後日本史を学ぶ講義スタイルは有効であったといえる。ただし講義受講後、靖国神社問題にとどまらず、幅広い関心を持って近現代史の学習に取り組む姿勢を作るには、新たなテーマを提示するなどの工夫が必要であることを感じた。

## 2) 靖国神社問題に関して

靖国神社問題に関する講義終了後に多く寄せられた感想は、なぜ戦後のより早い段階で靖国神社問題が解決できなかったのかというものである。こうした感想は、戦後靖国神社を戦前そのままの形で維持しようとする靖国神社や日本遺族会の政治力の強さや、戦没者遺族の靖国神社存続を願う感情をうまく伝えられなかったことである。靖国神社と日本遺族会の持つ政治力については、議会に対する影響力行使のあり方をより具体的に見ていくこと、そして戦没者遺族の靖国神社に対する思いについては、遺族の具体的証言等を紹介することで理解を深めるようにしていきたい。

## 3) 祭神をどのようにとらえるか

246 万柱余りの戦没者が神として靖国神社に祀られているという靖国神社の合祀スタイルは、個々の英霊の没個性を生む<sup>25</sup>。このことは靖国神社問題の本質の一つが、戦没者をどう追悼するのかという点にあっても、実際の戦没者が見えず靖国神社問題における戦没者をただ「英霊」という漠然としたものとして把握することになり、靖国神社問題全体の理解を妨げていると感じた。この問題については、アジア・太平洋戦争を扱う講義において、戦死の実相を検討することにより対処していきたいと考えている。例えばアジア・太平洋戦争において、栄養の不足、または失調による狭義の餓死者と、栄養失調による体力消耗の結果、抵抗力をなくし、マラリアなどの伝染病に感染して死亡した広義の餓死者が非常に多いことが近年の研究で明らかにされている<sup>26</sup>。このことはアジア・太平洋戦争における戦死の多くが、いわゆる「惨めな戦死」であることを意味している。他方で靖国神社やその博物館である遊就館における展示は、特攻における自己犠牲の精神を称賛するなどして、戦没者を勇猛果敢に戦った末の名誉の戦死であることを強調する。戦死や戦闘の実相を紹介することを通じ、靖国神社が提供する戦死イメージの問題点を考察することが必要だと感じた。

<sup>25</sup> 村上、前掲書、まえがき。

<sup>26</sup> 吉田裕『アジア・太平洋戦争』（岩波新書、2007年）。

## おわりに

本講義で扱ったテーマは、戦後靖国神社問題を理解するための初歩的な知識を提供することを目的としたものであり、戦後靖国神社問題から見ればごく一部のものである。また政治的対抗という視点からの戦後靖国神社問題に関する分析の紹介を中心としているが、こうした分析以外にも憲法学や宗教学など様々な視点からの分析がある。限られた時間のなかでこれら全ての分析視点を講義で紹介することは不可能であるものの、より多くの問題、例えば靖国違憲訴訟を紹介することや宗教学から見た靖国神社の問題点などを紹介することが出来たのではないかと考えている。来年度以降の課題としていきたい。